

信用取引に関する説明書について  
新旧対照表

※下線部が改訂箇所

新	旧
<p>5. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>(現行通り)</p> <p>⑤信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金の率が 20%未満になったときは、不足額を翌々営業日 <u>12 時まで</u>に差し入れていただきます。(場合によっては、委託保証金の率が 20%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。)なお、不足額を差し入れていただけない場合や委託保証金の率が 10%未満となった場合には、当社の任意でお客様の計算により信用建玉を決済させていただくことがあります。お客様におかれましては、委託保証金の率や当社からのお知らせをWEB画面等にて、ご自身で確認していただく必要があります。</p> <p>(現行通り)</p>	<p>5. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>(以下、省略)</p> <p>⑤信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金の率が 20%未満になったときは、不足額を翌々営業日 <u>15 時 30 分まで</u>に差し入れていただきます。(場合によっては、委託保証金の率が 20%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。)なお、不足額を差し入れていただけない場合や委託保証金の率が 10%未満となった場合には、当社の任意でお客様の計算により信用建玉を決済させていただくことがあります。お客様におかれましては、委託保証金の率や当社からのお知らせをWEB画面等にて、ご自身で確認していただく必要があります。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>別紙</p> <p>(現行通り)</p> <p>○手数料など諸費用について</p> <p>なお、お客様が追加保証金(追証)や不足額を入金されず、当社の任意でお客様の計算により建玉又は代用有価証券を決済・処分(強制執行)する際には、オペレーター取次ぎの手数料またはお客様がご選択されている手数料コースで定める手数料を支払っていただきます。さらに、最終返済日(信用期日の前営業日)までにお客様が信用建玉を処分されなかった場合の強制執行においては、オペレーター取次ぎの手数料またはお客様</p>	<p>別紙</p> <p>(以下、省略)</p> <p>○手数料など諸費用について</p> <p>なお、お客様が追加保証金(追証)や不足額を入金されず、当社の任意でお客様の計算により建玉又は代用有価証券を決済・処分(強制執行)する際には、オペレーター取次ぎの手数料を支払っていただきます。さらに、最終返済日(信用期日の前営業日)までにお客様が信用建玉を処分されなかった場合の強制執行においては、オペレーター取次ぎの手数料を支払っていただきます。</p>

新	旧
<p><u>がご選択されている手数料コースで定める手数料を支払っていただきます。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。</u></p> <p>(現行通り)</p>	<p>(以下、省略)</p>
<p>(2019年7月)</p>	<p>(2019年6月)</p>

以上